

警備業をめぐる法制度上の課題

橋本 博之

わが国で初めて警備を専業とする会社が設立されたのは、1962年である。ガードマンを主役とするテレビドラマも人気を博した。1972年には警備業法が制定され、民間主体による警備業は、行政作用たる「警察」を補完する「警備業務」という位置付けの下、わが国の法制度に組み入れられる。同年における全国の警備業者数は775、警備員数は約4万であったが、2023年末現在、それぞれ1万674業者、58万4878人に増加している。警備業の対象領域は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備などの生活安全サービス全般に広がり、万博やオリンピックの警備、空港や原子力発電所等の重要施設警備なども含め、警備業務・警備業者は、わが国の社会生活における安全・安心の維持に不可欠の存在となっている。

警備業法の目的規定（同法1条）は、「警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。」とのみ定められ、当該事業の健全な発展、警備員の育成、事業の利用者保護等への言及はない。これは、警備業法が、本来的に国家が担う社会公共の秩序維持活動を、必要な限度で補充的に実施する民間業務を規律・規制するという観念に立脚していることの証左である。警備業法は、1982年、2004年等に大きな改正が施されているが、消極目的での法的規律という制度の本質が維持され、民間が担う事業・産業をどのように発展・育成するか、当該事業が対国民との関係で何を実現すべきか、警備員の雇用環境をどのように向上させるか、積極的な立法者意思は読み取れないままである。

警備業法を所管する警察庁は、2018年に有識者検討会を組織して「人口減少時代における警備業務の在り方に関する報告書」を公表し、同報告

書は、①ICT等の技術の活用による生産性の向上、②大規模イベントにおける警備員とスタッフ・ボランティアとの連携、③警備員教育・検定の合理化、④中小規模の警備業者への支援、を課題として指摘した。これらの諸点は、その後の法令改正、警備業界による取り組みにより、一定程度対処されている。しかしながら、現時点でも、警備業務の特性に由来する警備員の慢性的な不足や労働環境を巡るさまざまな課題、全体の9割を占めるとされる警備員100人未満の小規模事業者への支援の必要性など、小手先の対応でなく、より抜本的な法制度上の枠組みの改革が求められる論点は多岐にわたる。警備員の人的構成が高齢男性中心であること、労働集約的な業務特性等に由来する労働法制上の構造的課題に加え、警備対象の施設利用者や通行人等からのカスタマーハラスメント対策、多様な人材の確保に照応した合理的な研修・検定システムの構築、中小事業者まで視野に収めた情報通信技術・AI等の導入による業務効率化等、直ちに取り組むべき課題が指摘される。

警備業は、国民の安全・安心を支える「生活安全産業」と呼ばれる。しかし、法制度的にみて、当該事業・産業をどのように育成し発展させるか、という観点が欠如したままである。経済・社会情勢の大きな変化に対応し、安全・安心を求める国民と働き手である警備員の双方のニーズに適切に応え続けられるよう、「警察」という抽象的で古色蒼然とした行政法上の概念に固執するのではなく、関係法令を含めた警備業法の法的仕組み全般について、不断のアップデートが求められている。

（はしもと・ひろゆき 慶應義塾大学名誉教授）